

こんな時、ご活用ください。労働関係助成金のご案内

三重労働局雇用環境・均等室

育児や介護と仕事の両立を支援したい → 両立支援等助成金

助成金の種類、助成額、主な要件の解説です

男性の育休取得を支援する

出生時両立支援コース 28.5万円～72万円 ※2人目以降支給あり

- ・男性が育児休業を取得しやすい職場風土作りの取組を行う
- ・男性が、子の出生後8週間以内に開始する連続5日以上（中小企業以外は14日以上）の育児休業を取得する

育休の取得と復帰を支援する

育児休業等支援コース 育休取得時・復帰時 28.5万円～36万円

- ※取組内容による加算あり ※1企業2人まで支給（無期雇用者、有期契約労働者1人づつ）
- ・「育休復帰支援プラン」を作成し、プランに沿って育児休業（3か月以上）を取得する
 - ・育休者を原職等に復帰させ、6か月間継続雇用する ※取得時と復帰時の2回に分けて申請、支給する

育休中の代替要員を確保する

育児休業等支援コース 代替要員確保時 47.5万円～60万円 《中小企業対象》

- ※5年間、1年度あたり10人まで支給 ※有機契約労働者の加算あり ※くろみん認定による対象拡大あり
- ・育児休業（3か月以上）期間中の代替要員を確保する
 - ・育休者を原職等に復帰させ、6か月間継続雇用する

介護離職を防止する

介護離職防止支援コース 19万円～72万円 《中小企業対象》

- ・介護支援プランを作成し、介護休業（1か月以上）を取得後、1か月以上原職等に復帰する
- ・介護支援プランを作成し、3か月以上の介護制度（短時間勤務制度等）を利用する

再雇用制度を整備する

再雇用者評価処遇コース 19万円～48万円 ※2～5人目の支給あり

- ・妊娠、出産、育児または介護を理由とした退職者についての再雇用制度（要件あり）を導入する
- ・無期雇用者として再雇用し、継続雇用する



「育休復帰支援プラン」「介護支援プラン」の策定については、中小企業における両立支援のノウハウを持つ専門家である、「育児プランナー」「介護プランナー」が事業主のもとへ訪問し、無料で支援する事業があります。支援事業は、助成金の申請にかかわらず、従業員が育児や介護で離職することなく継続して働き続けられるよう取り組む事業主の方が対象です。
厚生労働省委託事業 受託者：(株)パソナ 電話03-5542-1740

女性従業員に活躍してほしい → 両立支援等助成金

活躍を促す取組を実施する

女性活躍加速化コース（Aコース） 28.5万円～36万円

- 《常時雇用する労働者300人以下企業対象》
- ・女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」と、「数値目標」達成に向けた「取組目標」を盛り込んだ行動計画を策定し、「取組目標」を達成した場合

成果が出た場合

女性活躍加速化コース（Nコース） 28.5万円～60万円

- ・女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」と、「数値目標」達成に向けた「取組目標」を盛り込んだ行動計画を策定し、「取組目標」を達成した上で、「数値目標」を達成した場合

生産性を上げるための研修や設備の導入などを行いたい

※研修や設備の導入などに要した経費の一部を支給

所定外労働の削減など、労働時間等の見直しを目的に行う → 職場意識改善助成金

《中小企業対象》

所定外労働の削減、年次有給休暇の取得促進に取り組む

職場環境改善コース 上限67万円～100万円 補助率1/2～3/4

- ※達成状況に応じて助成額が決まります 申請締切10/16
- ①年次有給休暇の年間平均取得日数を4日以上増加 ②月間平均所定外労働時間数を5時間以上削減

所定労働時間の短縮に取り組む

所定労働時間短縮コース 上限50万円 補助率3/4 申請締切12/15

- ・労働基準法の特例措置対象事業場で、週所定労働時間を2時間以上短縮して40時間以下とする

36協定を見直す

時間外労働上限設定コース 上限50万円 補助率3/4 申請締切12/15

- ・限度基準を超える時間数での36協定を締結している事業場において、限度基準以下の上限設定を行う

勤務間インターバルを導入する

勤務間インターバル導入コース 上限20万円～50万円 補助率3/4 申請締切12/15

- ・休憩時間数が9時間以上の勤務間インターバルを導入、または適用範囲の拡大、休憩時間の延長など

テレワークに取り組む

テレワークコース 上限10万円～150万円 補助率1/2～3/4 申請締切12/1

- ①在宅、またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワークを実施 ②年次有給休暇の年間平均取得日数を4日以上増加、又は月間平均所定外労働時間数を5時間以上削減 ※達成状況に応じて助成額が決まります

自社の最低賃金の引き上げを目的に行う → 業務改善助成金《中小企業対象》

最低賃金を引き上げる

30円～120円コース 上限50万円～200万円 助成率7/10～4/5

申請締切H30.1/31

事業場内最低賃金が1,000円未満の事業場において、事業場内最低賃金を引き上げる。※現在の事業場内最低賃金と、引き上げる額による申請コース区分により、上限額、助成率が変わります。



最低賃金 ワン・ストップ無料相談

厚生労働省委託事業 受託者：三重県経営者協会

賃金引き上げを行う上で中小企業事業主が抱えるさまざまな経営、労務管理の課題に専門家が無料でご相談に応じます。

三重県最低賃金総合相談支援センター フリーダイヤル:0120-331-266 電話:059-226-0033

賃金や処遇の見直しに取り組む場合には、こんな助成金もあります。

→ キャリアアップ助成金

賃金を見直す

賃金規定等改定コース 9,500円～36万円 ※対象労働者数等による
有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を、2%以上増額改定する

賃金規定等共通化コース 42万7,500円～72万円 ※企業規模等による
有期契約労働者等と正社員との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した場合

選択的社会保障適用拡大を導入する

選択的適用拡大導入時処遇改善コース 14,250円～12万円 ※基本給の増額割合等による
選択的適用拡大の導入に伴い、社会保障適用となる有期契約労働者等の賃金の引上げを実施した場合

社会保険の適用対象にする

短時間労働者労働時間延長コース

①14万2,500円～24万円 ※企業規模等による

短時間労働者の週所定労働時間を5時間以上延長し、新たに社会保険に適用した場合

②28,500円～19万2,000円 ※週所定労働時間の延長時間等による

賃金規定改定コースまたは選択的適用拡大導入時処遇改善コースと併せて労働者の手取り収入が減少しないように週所定労働時間を延長し、新たに社会保険を適用した場合

手当等を見直す

諸手当制度共通化コース 28万5,000円～48万円 ※企業規模等による
有期契約労働者等と正社員との共通の諸手当制度を新たに規定・適用した場合

健康診断を実施する

健康診断制度コース 28万5,000円～48万円 ※企業規模等による
有期契約労働者等を対象に、「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、4人以上に実施した場合

非正規雇用労働者のキャリアアップに取り組みたい → キャリアアップ助成金

正社員にする

正社員化コース 21万3,750円～72万円 ※雇用形態等による
有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換または直接雇用した場合

教育訓練を実施する

人材育成コース

賃金助成：475円～960円 ※1人1時間当たり 訓練、企業規模等による

経費助成：7万円～50万円 ※1人当たり訓練時間数等による

有期契約労働者等に、OFF-JTまたは「ジョブ・カード」を活用したOFF-JT+OJTを実施

職場の受動喫煙を防止したい → 受動喫煙防止対策助成金 ※防止対策に要した経費の一部を支給

喫煙室等を設置する

上限 200万円 助成率1/2 喫煙室、屋外喫煙所（閉鎖系）、換気装置の設置・改修などを行う場合

中小企業の範囲は、「資本金の額または出資の総額」または「常時雇用する労働者数」のいずれかが、下表に該当する場合となります。

区分	小売業（飲食店含む）	サービス業	卸売業	その他の業種
資本金の額または出資の総額	5千万円以下	5千万円以下	1億円以下	3億円以下
常時雇用する労働者数	50人以下	100人以下	100人以下	300人以下

助成金のお問い合わせは、
三重労働局雇用環境・均等室へ

電話 059-226-2978

要件等の詳細は、
厚生労働省ホームページでもご覧いただけます (<http://www.mhlw.go.jp>)

※助成金は、予算の範囲内で支給されます。年度途中で要件等内容の変更がある場合があります。